

ガソリンスタンドを安全に利用するために

セルフ方式のガソリンスタンドは、平成10年4月の法令改正により設置することができるようになりました。今では、女性からお年寄りまで、多くのドライバーが気軽に利用できる施設として、車社会に大きな利便性をもたらしました。

しかしながら、ここ数年、ガソリンスタンドを利用するドライバーの運転ミスや給油中の誤発進などが原因で、給油設備などを破損させる事故が急増しています。

これらの事故は、給油等で施設を利用するドライバーの注意不足によるものですが、セルフ給油が身近になったことに伴う「慣れ」に潜む「油断」が要因と考えられます。

ガソリンスタンドは、危険物が頻繁に取り扱われている施設ですので、全てのドライバーが、「安全」に「安心」して給油ができるよう、ルールを守って利用しましょう。



ガソリンスタンドの主な事故



給油中に車両を発進させたことによる破損(流出)事故



ガソリンスタンドを利用する際の注意事項

共通の注意ポイント！

FULL

SELF

施設内では常に安全運転！

車の運転操作の誤りや安全の確認不足による事故を防止しましょう。

従業員の注意・指示に従う！

給油取扱所内では、危険物の取扱いや車両の整備など様々な業務が行われています。利用者の安全を確保するため従業員の指示に従いましょう。

給油中エンジン停止！

法令で義務付けられている禁止行為です。必ずエンジンを停止してから給油しましょう。

火気厳禁！

法令で義務付けられている禁止行為です。給油取扱所内では、建物内以外の場所での喫煙や火気を取り扱うことはできません。

フルスタンド利用時の注意ポイント！

FULL

給油中に車両を発進させない！

<誤発進による事故例>

- ・従業員がその場からいなくなったので給油が終了したものと勘違いして、車両を発進させた。
- ・ついうっかり、給油中であることを忘れて車両を前方に移動させた。
- 給油ホースを差し込んだまま、車両を発進させると給油ホースや給油ノズルの破損などの他、給油設備ごと引っ張られて傾いた事例もあり、大変危険な状態となります。

※1 給油の際に、車両を給油設備に近づけ過ぎたことが原因で、給油設備などを破損させた事故が発生しております。

特に、大型車両の場合は、車両の長さ・給油口の位置などを踏まえて適切な位置に停車させるとともに、オーバーハングや内輪差などにも注意してください。

※2 ガソリンは蒸気圧が高いため、常に給油口から可燃性ガスが吹き出ています。体に帯電している静電気を除去しないで、給油口周辺にいると大変危険です。

※3 給油ノズルの差込みが浅かったり、不適切な角度で差し込んだりすると、満量時のオートストップ機能が正常に作動せず、ガソリン等が吹きこぼれる場合がありますので、継ぎ足しの給油は行わないでください。

※4 法令の規定により、顧客自らが携行缶への注油を行うことはできませんので従業員に依頼しましょう。(販売会社の方針で容器への詰め替えを行っていない場合もあります。)

セルフスタンド利用時の注意ポイント！

SELF

車両を適切な位置に停車する！※1

静電気を確実に除去する！※2

給油が自動的に停止したら、それ以上の給油を行わない！※3

携行缶への注油は行わない！※4

セルフスタンドで安全給油！

静電気火災・ガソリンの吹きこぼれなどの事故を防止しましょう！

1 来店

- セルフスタンドに入る際は、給油設備や他の設備に接触しないように注意して、給油設備側に給油口が来るようにして、停車位置（通常は白線などで表示されています。）内に停車してください。
- パーキングブレーキを掛けて、エンジンを停止してください。
- 停車後、車内のレバーなどにより給油口を開けてください。
※下車後、直ぐに給油口キャップを開けてはいけません。



4 静電気除去シート

給油設備に設置されている静電気除去シートに触れて除電してください。



2 給油前

給油設備などに表示されている注意事項を良く読んでください。

〈注意事項の例〉

- ・給油前に自動車のドア・窓を閉めてください。
- ・給油作業は必ず1人で行ってください。
- ・給油口付近に子供が近づかないようにしてください。
- ・その他、スタンド内に掲示されている注意事項を守ってください。



5 給油口キャップ

給油口キャップを開け、キャップ置き等に置いてください。



3 オーダー

給油する油種を「正しく」選んでください。



7 給油終了

- ・給油口キャップを閉めて、給油口を閉じてください。
- ・給油設備や他の設備に接触しないよう注意して、車両を進行させてください。
※従業員の誘導や案内等を守って場内の安全通行に努めましょう。



★不明な点があるときは、インターホンを使用して従業員に確認しましょう！

お問い合わせ先

札幌市消防局 中央区南4条西10丁目 TEL 215-2050
中央消防署 中央区南4条西10丁目 TEL 215-2120
北消防署 北区北24条西8丁目 TEL 737-2100
東消防署 東区北24条東17丁目 TEL 781-2100
白石消防署 白石区南郷通6丁目北 TEL 861-2100
厚別消防署 厚別区厚別中央1条5丁目 TEL 892-2100

豊平消防署 豊平区月寒東1条8丁目 TEL 852-2100
清田消防署 清田区平岡1条1丁目 TEL 883-2100
南消防署 南区真駒内幸町1丁目 TEL 581-2100
西消防署 西区発寒10条4丁目 TEL 667-2100
手稲消防署 手稲区手稲本町2条5丁目 TEL 681-2100

危険物の保安に関する情報は、
消防局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/kikenbutsu/top.html>